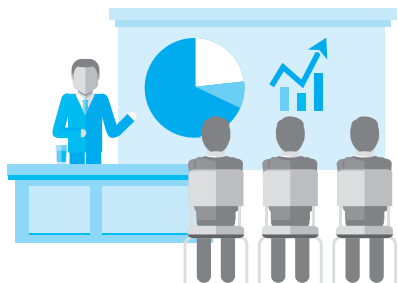


## 会議報告



# 国際公会計基準審議会 (IPSASB) 会議報告

2016年3月8日~11日

アメリカ・ニューヨークにて

IPSASBボードメンバー／公認会計士

いざわ けんじ

## 伊澤 賢司

IPSASBテクニカル・アドバイザー／  
公認会計士

ふきや たけお

## 落谷 竹生

### 会議決定事項の概略

プロジェクト	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項
公的部門の結合	ED第60号『公的部門の結合』を2016年1月に公表	今回は議論されていない。
従業員給付	ED第59号『IPSAS第25号『従業員給付』の修正』を2016年1月に公表	今回は議論されていない。
現金主義IPSAS	ED第61号『現金主義会計による財務報告(現金主義IPSAS)の修正』を2016年1月に公表	今回は議論されていない。
収益及び非交換費用	共通する事項(関係者へのインタビュー、現行の費用に関する基準等)、及び交換・非交換取引の区別、履行義務アプローチ、CPの開発方針等の論点について検討	収益について、履行義務に基づく3区分をCPで示すことを検討 非交換費用について、測定基礎案を検討するとともに、IPSAS第19号及び第23号のアプローチの認識への適用について検討
排出権取引制度(ETS)	国際公会計基準審議会(IASB)の議論、制度の公共政策目的に関する説明、会計処理等について検討	ETSの公共政策目的等に関する「背景文書」を、スタッフ文書として公表することを支持
公的部門特有の金融商品	CPの貨幣用金の章、通貨の章、国際通貨基金(IMF)関連の章に関する論点を検討	CPのIMF関連の章に関する論点を検討
金融商品: IPSAS第28号から第30号の更新	プロジェクト概要を承認	今回は議論されていない。
文化遺産	2015年6月にプロジェクト概要を承認 文化遺産に関する活動の分析、CPの対象範囲、遺産品目の分析等について検討	CP草稿の第1章に関する論点を検討
IPSASの適用範囲(旧称 政府系企業)	ED第56号『IPSASの適用範囲』を2015年7月に公表	最終文書を公表することを承認

社会給付	CP『社会給付の認識及び測定』を2015年7月に公表	CPの範囲と定義に関するコメントを検討
再評価された資産の減損	ED第57号『再評価された資産の減損』を2015年10月に公表	EDに対するコメントを検討
改善	ED第58号『IPSASの改善2015』を2015年10月に公表	最終文書を公表することを承認
リース	—	プロジェクト概要書の草案を検討

(注)IPSAS(International Public Sector Accounting Standard):国際公会計基準、ED(Exposure Draft):公開草案、CP(Consultation Paper):コンサルテーション・ペーパー

## I 今回の会議の概要

2016年第1回目の国際公会計基準審議会(IPSASB)の会議は、2016年3月8日から11日までの4日間にわたり、アメリカのニューヨークで開催された。

今回の会議には18名のうち17名のメンバーが出席し、テクニカル・アドバイザー(TA)、オブザーバー、事務局の約40名が会議に参加した。今回の会議からIan Carruthers氏(イギリス)が議長に就任している。また、新メンバーとしてMike Blake氏(オーストラリア)、Sebastian Heintges氏(ドイツ)、Bernhard Schatz氏(オーストリア)の3名が新たに加わった。

この結果、新体制下でのメンバーは、イギリス、南アフリカ、カナダ2名、オーストラリア、フランス、アメリカ、モロッコ、ドイツ、日本、パナマ、ブラジル、ニュージーランド、オーストリア、ルーマニア、スイス、パキスタン、中国の計18名となっている。

今回の会議では、『IPSASの適用範囲』及び『IPSASの改善2015』の2つの最終文書が承認された。そのほか、排出権取引制度に関する背景説明をスタッフ文書として公表することとなった。

次回の会議は、2016年6月21日から4日間にわたって、カナダのトロントで開催される予定である。

## II 最終文書『IPSASの適用範囲』

この文書は、政府系企業(GBE)の定義をIPSAS第1号『財務諸表の表示』から削除するとともに、IPSASの適用対象となる「公的部門の主体」の特徴を『国際公会計基準の趣意書』の第

10項で以下のように説明することとしている。

IPSASは、以下の規準を満たす公的部門の主体に適用されるように設計される。

- (a) 公益に資する及び／又は所得と富を再分配するサービスの提供に責任を有する。
- (b) 主に、税金及び／又は他の階層の政府からの移転、社会貢献、負債又は手数料により、直接的又は間接的に活動資金を手当とする。
- (c) 主目的を、利益を上げることとしていない。

現行基準では、政府系企業は国際財務報告基準(IFRS)を適用することとされている。しかし、実務上は境界線上の主体が生じていることや、定義の解釈が各国で異なっていることが本文書を作成した理由である。

## III 最終文書『IPSASの改善2015』

改善プロジェクトとは、個別のプロジェクトを立ち上げるほどの重要性のない改訂、かつ、他のIPSASに影響しない単純な改訂をまとめて扱うものである。

2014年10月に『概念フレームワーク』が公表された。その影響も含めて、以下の4つのパートに該当するIPSASを修正するものである。

パート1：概念フレームワークの第1章から第4章に基づく修正

パート2：IPSASの一般的改善

パート3：IPSASと政府財政統計の整合性

パート4：国際会計基準審議会(IASB)との整合性

## Ⅳ 収益及び非交換費用

### 収益に関する検討

CPにおいて、収益を3種類に区分することを決めた。各区分は以下のとおりである。カテゴリBは公的部門特有であるため、CPで会計処理を提示する。

- カテゴリA：IFRS第15号『顧客との契約から生じる収益』に基づくIPSASの対象範囲となる収益取引
- カテゴリB：履行義務の一定の形式に該当するが、IFRS第15号の対象範囲となる取引の主要な特徴のすべては有していない収益取引
- カテゴリC：履行義務を伴わない収益取引

### 非交換費用に関する検討

非交換費用の測定について、履行原価を、非交換取引から生じる負債に適用する。

非交換取引から生じる負債及び関連費用の認識について、IPSAS第19号『引当金、偶発負債及び偶発資産』のアプローチを使用する。また、資源提供者による費用の認識について、IPSAS第23号『非交換取引から生じる収益(税及び移転)』のアプローチを適用する。これら2つのアプローチは、『概念フレームワーク』に基づいて評価するとともに、CPで提示する。

## Ⅴ その他の検討事項

### 排出権取引制度(ETS)

排出権取引制度(ETS)の公共政策目的、介入の選択肢、及び経済的影響等の論点に係る『背景文書』を、非公式のスタッフ文書として公表することとした。

### 公的部門特有の金融商品

CP草稿の最終章である、国際通貨基金(IMF)の「クォータ拠出」と「特別引出権(SDR)」にかかる文案を検討した。

### 文化遺産

CP草稿の第1章の初稿をレビューし、CPの構成、遺産品目の資産としての認識可能性、無形文化遺産や自然遺産の扱い、遺産に関連する義務等の論点を検討した。

### 社会給付

CPに寄せられたコメントについて、社会給付プロジェクトの対象範囲と、関連用語の定義についてレビューした。社会リスクの概念の適用に関して、対象範囲を見直す予定である。

### 再評価された資産の減損

ED第57号に寄せられたコメントをレビューした。

### リース

プロジェクト概要書案をレビューし、主要な論点について議論した。

### IPSASBのガバナンス

諮問助言グループ(CAG)のメンバー公募が2016年2月に締め切られた。人選は4月に完了予定である。